

社会福祉法人 悠友会

ショートステイゆうりん

サービス利用契約書

〒791-1122 松山市津吉町 1008 番地

TEL:089-963-1008

FAX:089-963-0008

ショートステイゆうりん 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人悠友会（以下「事業者」という。）は、利用者がショートステイゆうりん（以下「事業所」という。）で事業者から提供される指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約します。

記

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法その他の関係法令の定めるところにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立的な日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、本契約書に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が、利用者に対して実施する短期入所生活介護サービス内容は、（介護予防）短期入所生活介護計画（以下「短期入所サービス計画」という。）に定めるとおりとします。

（契約の期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、短期入所サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者等を紹介する等のケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所サービス計画の変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、必要に応じて、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所サービスを提供するものとします。

2 前項のほか、事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 事業所の提供する食事及び利用者が選定する特別な食事の提供
- 二 利用者に対する理美容サービス
- 三 事業者が利用者の希望により行う教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて、利用者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間をいいます。

(サービス利用料金の支払い)

第7条 利用者は要介護度に応じて、第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービスを利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項のほか、利用者は、利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。

4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金を、現金でのお支払いの場合、サービス利用終了時に利用期間分の合計期間分をお支払ください。引き落としの場合は、1カ月ごとに計算しご請求しますので、利用期間翌月の25日に、ご利用者の指定の口座より自動引き落としさせていただきます。

(利用の中止・変更・追加)

- 第8条 利用者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日17時30分までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合に他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
 - 3 利用者は、第6条に定める利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
 - 4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
 - 5 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

- 第9条 第4条及び第5条第1項に定めるサービスの利用料金について、介護報酬告示上の額に変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第2項に定めるサービスの利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師、看護職員、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 4 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結日から5年間保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第 11 条 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第 3 者に漏えいしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、サービス従事者であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 前 3 項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書で得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができます。

(利用者の事業所利用上の注意義務等)

第 12 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の設備、備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第 13 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。ただし、次の各号に該当する場合には、事業者が損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて所定のサービス利用料金の支払いを請求することができないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 16 条 利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第 17 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係るケアプランが変更された場合

(利用者からの契約解除)

第 18 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を直ちに解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合

- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 19 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことによって本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第 20 条 第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

(苦情処理)

第 21 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 22 条 本契約定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

ショートステイゆうりん 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して、指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人悠友会
- (2) 法人所在地 愛媛県松山市朝生田町6丁目2番24号
- (3) 電話番号 089-913-7716
- (4) 代表者氏名 鴨崎恭夫
- (5) 設立年月日 平成22年8月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護
※当事業所は、高齢者総合福祉施設ゆうりん苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的
介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ショートステイゆうりん
- (4) 事業所の所在地 愛媛県松山市津吉町1008番地
- (5) 電話番号 089-963-1008
- (6) 管理者氏名 永田 粹睦
- (7) 事業所の運営方針
家庭的な雰囲気の中で、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- (8) 開設年月日 平成30年6月24日
- (9) 介護保険事業所番号 3870112145
- (10) ユニット数及びユニットごとの利用定員 ユニット数1 1ユニットの利用定員10人
- (11) 営業日 年中無休
- (12) 通常の送迎の実施地域：松山市（ただし、島嶼部は除く）、東温市、砥部町、松前町

(13) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しております。入所される居室は原則として1人部屋となっております。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	10室	全室個室
共同生活室	1室	ユニットに1室
浴 室	5室	一般浴・機械浴（特殊浴槽）
医 務 室	1室	診療所

【居室の変更】

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については、指定基準を遵守しています。

【職種及び常勤非常勤の別】

職 種	短期入所サービス	地域密着型介護老人福祉施設	備考
管理者	1名		
生活相談員	1名		
介護支援専門員		2名	2名：介護職員と兼務
機能訓練指導員	1名		看護職員と兼務
看護職員	2名		1名：機能訓練指導員と兼務
介護職員	4名	2名	2名：介護支援専門員と兼務
管理栄養士	1名		
医師	1名（非常勤嘱託）		

【職務内容】

職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助、行事等の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(3) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(4) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(7) 管理栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
管理者・生活相談員・介護支援専門員・機能訓練指導員・管理栄養士	日勤 8：30～17：30
医師	嘱託契約において定めた時間
介護職員	早出 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅出1 10：00～19：00 遅出2 11：00～20：00 遅出3 12：00～21：00 夜勤1 16：00～9：00 夜勤2 16：30～9：30 夜勤3 22：00～7：00
看護職員	早出 8：00～17：00 日勤 8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービス利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスには、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービスがあります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

次のサービスについては、介護保険から給付されます。(【サービス利用料金 (1日あたり)】の【基本料金】参照)。

【サービスの内容】

- ① 食事に関する栄養管理 (但し、食事の提供に要する費用は別途いただきます。)
 - ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ 利用者の自立支援のため、離床してユニットの共同生活室で食事をとっていただくことを原則としています。
- ② 入浴
 - ・ 精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴又は清拭を行います。
- ③ 排泄
 - ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ 機能訓練は専門職の指導のもと、職員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ その他自立への支援
 - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

【サービス利用料金 (1日あたり)】

次の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) をお支払いください。サービスの利用料金の内、加算分については、加算対象となっている利用者には、個別に請求いたします。

(※ 下記の料金表は、自己負担額が1割の場合の金額です。自己負担額は、利用者の負担割合 (1割、2割、3割) に応じた額とします。)

【基本料金】: ユニット型短期入所生活介護

入所者の要介護度	サービス利用料金	自己負担額 (1割負担の場合)
要支援1	5, 230円	523円
要支援2	6, 490円	649円
要介護1	6, 960円	696円
要介護2	7, 640円	764円
要介護3	8, 380円	838円
要介護4	9, 080円	908円
要介護5	9, 760円	976円

【加算1】：上記の【基本料金】に加え、要件が満たされた場合は下記の加算を算定します。

加算名	サービス利用料金	自己負担額 (1割負担の場合)
送迎加算(片道)	1,840円/日	184円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	180円/日	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/日	18円/日
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×2.7%	所定単位数×2.7%×0.1
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×8.3%	所定単位数×8.3%×0.1
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日	120円/日

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担になります。

【サービスの概要及び利用料金】

- ① 居住費 料金：個室 2,006円/日 (負担限度額 4段階)
- ② 食費 料金：1日あたり 1,445円 (負担限度額 4段階)

但し、入退所日及び外出等により1日3食を摂られない場合は、1食毎に設定した料金(朝食396円、昼食580円、夕食469円)の合計額をお支払いいただきます。

なお、①及び②について、特定利用者介護サービス費の対象者(利用者負担第1段階から第3段階の方)は、下記の料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます(介護保険からの補足給付はありません)。

利用者負担段階	基準費用額		食費 (日額)	居住費 (日額)
第1段階	生活保護受給者		300円	820円
第2段階	世帯の全員 (分離している配偶者を含む)が市民税非課税	本人の年金収入額+その他合計所得金額が80万円以下(預貯金単身650万円、夫婦1,650万円以下)	600円	820円
第3段階①		本人の年金収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下(預貯金単身550万円、夫婦1,550万円以下)	1,000円	1,310円
第3段階②		本人の年金収入額+その他合計所得金額が120万円超(預貯金単身500万円、夫婦1,500万円以下)	1,300円	
第4段階	上記以外の方(課税世帯の方)		1,445円	2,006円

- 食事は生活のリズムを配慮し、概ね下記の時間を食事時間とします。
朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00
- 食事は栄養士が作成したメニューに基づき、利用者お一人お一人の身体状態等に合わせ
て提供します。
- アレルギーその他食べられないものがある場合は、他のものに代えて提供します。
- 利用者の嗜好による特別食の提供については、実費負担となります。

① 光熱費（居室のエアコン使用料、電気代） 70 円／日

② レクリエーション活動 料金：実費

利用者の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。
費用は実費となります。

③ 複写物の交付 料金：1 枚につき 10 円

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と
する場合には実費をご負担いただきます。

④ 理美容代 料金：実費

⑤ おやつ代 50 円／回

⑥ おむつ代 無料（通常のもの）

⑦ 洗濯代 無料（乾燥機が使用できないもの、ウールマークの物などは不可）

⑧ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用のうち、利用者にご負担い
ただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

上記（1）及び（2）の料金と費用は、毎月末締めで1ヶ月ごとにご請求しますので、
次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日） ）にご指定の口座より引き落とします。 取扱い銀行 愛媛銀行・伊予銀行・信用金庫（愛媛県内） 四国労金・愛媛県信連・愛媛県下農業協同組合（JA）
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日） ）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 愛媛銀行 本店営業部 普通口座 684251 口座名義人 社会福祉法人悠友会 理事長 鴨崎 恭夫

現金でのお支払い	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）までに、事業者にお支払い下さい。 （現金でのお支払いは受け付けておりませんが、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。）
----------	--

5. 緊急時、事故発生時の対応

事業所は、現に短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

当事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、家族等への連絡等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録します。

また、事故発生の原因・再発防止の検討を行います。サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。事業所は損害賠償責任保険に加入しています。

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 非常災害対策

防災設備として、火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。また、非常災害時には、消防計画・地震対処計画・風水害対処計画のもと、適切な対応が行えるよう消防訓練等に取り組みます。

7. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付窓口

苦情受付窓口：ショートステイゆうりん

電話番号：089-963-1008

受付時間：8:30～17:30（年中無休）

担当者：生活相談員：平山めぐみ

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

当事業所以外に下記の窓口でも苦情相談を受け付けることができます。

松山市役所 介護保険課	所在地：松山市二番町四丁目7番地2 電話番号：089-948-6968 受付時間：8:30～17:15（月～金曜日（祝日除く））
愛媛県国民健康保険 団体連合会	所在地：松山市高岡町101番地1 電話番号：089-968-8700 受付時間：8:30～17:15（月～金曜日（祝日除く））
愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：松山市持田町三丁目8番15号 電話番号：089-998-3477 受付時間：9:00～12:00、13:00～16:30 （月～金曜日（祝日除く））

8. 第三者による評価の実施状況 なし

意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり

9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物又、大きな家具及び所持品の数量にも制限があります。

(2) 面会

面会時間 原則 8:30～17:30

面会を希望する方は、必ずその都度面会簿に記入し、職員の確認を得てください。

(3) 事業所・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用事業所、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生及び管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 事業所内は禁煙となっております。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、専門的な医療等が必要な場合や、利用者・利用者の家族の希望により、別の医療機関での診療となる場合があります。

協力病院	名 称：おち内科・ペインクリニック 所在地：愛媛県松山市北久米町 732 番 1 電話番号：089-960-1218
------	--

協力病院	名 称：砥部病院 所在地：愛媛県伊予郡砥部町麻生 40 番地 1 電話番号：089-957-5511
------	--

協力病院	名 称：東明病院 所在地：松山市東方甲 1026 番地 1 電話番号：089-963-3333
------	---

協力病院	名 称：中川病院 所在地：松山市南梅本町甲 58 番地 電話番号：089-976-7811
------	---

利用契約における個人情報使用にかかる同意について

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する場合

- ① 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- ② 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整等に必要となる場合。
- ③ サービス提供が困難になった際の事業者間の連絡等の場合。
- ④ 利用者の体調に急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ⑤ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ⑥ 介護保険事務、介護請求に関する情報提供の場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する内容の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録する。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。

令和3年 4月 1日

本契約を証するため、利用者及び事業者は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、利用者、事業者、(身元引受人)が各1通保有します。

説明者

私は、重要事項説明者として、この契約に立ち会いました。

役職名

氏名

印

契約締結日 令和 年 月 日

私は、以上の契約書及び重要事項説明書につき説明を受け、その内容を理解及び同意し、本契約を申し込みます。又、私及び家族の個人情報使用について同意します。

サービス事業者

所在地 愛媛県松山市朝生田町6丁目2番24号

名称 社会福祉法人悠友会

代表者 理事長 鴨崎 恭夫 印

事業所

所在地 愛媛県松山市津吉町1008番地

名称 ショートステイゆうりん

利用者

住所

氏名

印

家族代表者

住所

氏名

印

(利用者との関係)